

## 【QA 8 の補足：遡及分の一括払いについて】

Q 8. 手当の支給方法に制限はありますか？

【A 8】

- ・原則月例払いとします。ただし、支給開始年度は給与規程の遡及改定を行い、遡及分を一括して支給することが可能です。

【補足】

お電話によるお問合せの際には、これまで「手当の支給は原則月例払いとし、賞与に上乗せしての支払は不可」とご案内してきました。

しかし、社会保険料への影響を鑑みて、**遡及分の一括払いは初回に限り、一時金としての支払、もしくは賞与に含めての支払を認めます。**

その後は月例払いでの支給としてください。

**実績報告の際に、賃金台帳等に居住支援特別手当をいくら支給したかわかるように記載をしてください。**